

退職後の医療保険制度と給付について

公立学校共済組合岡山支部
一般財団法人岡山県教育職員互助組合

1. 退職後の医療制度について

(1) 退職後の医療保険制度加入の選択

私達は必ずなんらかの医療保険制度へ加入することが法律で定められています。

退職によって
組合員資格喪失



- ・再就職の有無
- ・家族の医療保険制度加入状況
- ・掛金の額
- ・給付内容等を考慮



退職後に加入する
医療保険制度を決める

資格確認書の返却に関するお願い

※ 現在お使いの資格確認書は退職の日の翌日から使用することができません。

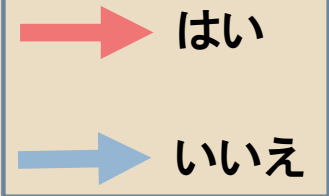
すみやかに所属所長を経由して返戻してください。

※有効期限内のものに限る

(退職後、再任用等により引き続き公立学校共済組合岡山支部へ加入する場合を除く。)

< 医療保険制度選択の流れ >

退職した日の翌日に再就職



退職日の前日まで、引き続き
1年以上の組合員期間がある

再就職先の健康保険
または共済組合に加入
(再任用等含む)

家族が加入している健康保険または
共済組合の被扶養者の条件に該当し
ており、被扶養者になれる

本人の選択
公立学校共済組合の
任意継続組合員になる

国民健康保険の 被保険者

健康保険または 共済組合の被扶養者

任意継続組合員 (最長2年間加入)

健康保険の被保険者 または 共済組合の組合員

給付内容

附加給付がない等、健康
保険や共済組合より給付
が少額になることもある

健康保険または
共済組合により異なる

現職時とほぼ同じ

健康保険または
共済組合により異なる

掛金 (保険料)

前年の収入を
ベースに算出
(市区町村により異なる)

被扶養者となるため
負担なし

雇用主負担がなくなる
ため、最大で現職時の2倍

健康保険または
共済組合により異なる

窓口

住所地の市区町村役場
の国民健康保険担当

ご家族が加入されて
いる医療保険担当

所属されている
当共済組合の支部

再就職先の
医療保険担当

その他

被扶養者制度がないため、
被扶養者であった方の分
の保険料を世帯主が負担

被扶養者になるための
条件については、事前
に確認が必要

加入希望者は退職日から
20日以内に申し出が必要
被扶養者制度も在職時と
同じ

再就職先に健康保険の適
用条件等を要確認

2. 任意継続組合員制度

(1) 加入資格

退職の日の前日まで引き続き1年以上共済組合員であった者が加入できます。

(2) 組合員期間

退職日の翌日から最長2年間です。
なお、加入後、途中で脱退できますが再加入はできません。

(3) 給付内容

任意継続組合員とその被扶養者は、共済組合の短期給付を受けることができます。
その給付の種類、内容、送金方法は現職の組合員の場合と同様ですが、
出産手当金、傷病手当金、休業手当金、介護休業手当金及び育児休業手当金は対象外です。

また、互助組合からの給付はなくなります。
(退職互助特別会員の方は60歳に達した翌年度の4月診療分から給付あり)

(4-1) 掛金の額

算定式

次のア、イの方法により算定し、低い方の額が掛金の月額(円未満切捨)です。

ア	退職時の標準報酬月額	×	掛金率(注) (円未満切捨)
イ	公立学校共済組合員の標準報酬月額の平均額 (令和8年度に用いる額 410,000円)		

※詳細については、ホームページ「おかやま教職員福利厚生ネット」(以下「ホームページ」という。)
「ご利用ガイド」>「資格取得・資格喪失」>「任意継続組合員制度について」を参照ください。

(注)掛金率

40歳未満及び65歳以上の者(短期掛金率+子ども子育て支援掛金率)

・1000分の95.50

40歳以上65歳未満の者(短期掛金率+介護掛金率+子ども子育て支援掛金率)

・1000分の111.26

(4-2) 掛金の納入方法

掛金は、次のいずれかの方法を選択し、その納入期日に本人申し出の銀行預金口座から口座振替による納入となります。

納 入 方 法 の 区 分	
ア:毎月納入	毎月19日(初回分のみ2ヶ月分納入)
イ:6か月前納	3月19日、9月19日
ウ:12か月前納	3月19日

(注)納入期日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日となります。

(5) 加入手続

任意継続組合員となることを希望する者は、
退職の日から20日以内に申し出ることになっています。
(以後の申し出はできませんのでご注意ください。)

(6) 提出書類

ホームページの「手続ナビ」で作成してください。
ホームページ>「マイページ(ログイン)」>「手続ナビ」>「退職・再就職・種別変更」

区分	提出書類
加 入 者 全 員	任意継続組合員申出書等
現職中に医療費等の給付を受けていた 口座の変更を希望される方	給付・貸付金等組合員口座振込申出書
退職後転居等により 住 所 が 変 更 に な る 方	記載事項等変更申告書

(7) 被扶養者の継続認定

退職時に認定済みの被扶養者(就職者、後期高齢者医療制度の被保険者等を除く。)の継続認定が必要な方は、任意継続組合員申出書の『被扶養者継続認定該当者』欄に所要事項を入力又は記入してください。

配偶者が就労中で社会保険制度に加入しており、被扶養者認定ができる場合は、扶養替えとなるため、なるべく早く現在加入している社会保険等へ照会をお願いします。

(8) 資格情報のお知らせ・資格確認書の交付

申出者には、資格情報のお知らせを交付します。

なお、マイナ保険証(健康保険利用登録されたマイナンバーカードをいう。以下同じ)を保有していない者等で保険者が必要と認めた場合は、資格確認書を交付します。

※マイナ保険証としてマイナポータルと連携している場合は、マイナポータルから資格情報を確認できます。

(9) 住所・氏名等の変更

住所・氏名等に変更があったときは、次の書類を福利課給付班に提出してください。

- ・住所の変更：「記載事項変更申告書」
- ・氏名等の変更：「記載事項変更申告書」及び「資格確認書」

(用紙は福利課給付班に請求、またはホームページからダウンロードしてください。)

※マイナ保険証としてマイナポータルと連携している場合は、マイナポータルから資格情報を確認できます。

(10) 資格確認書の紛失等による再交付

資格確認書を紛失又は著しく損傷したときは、「再交付申請書」を福利課給付班に提出してください。

(用紙は福利課給付班に請求、またはホームページからダウンロードしてください。)

(11) 任意継続組合員資格の喪失

次のいずれかの事由に該当することとなったときは、翌日（下記③の場合はその日）から任意継続組合員資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
（有効期限が有効の資格確認書の返却のみ）
- ② 掛金を納入期日までに納入しなかったとき
- ③ 健康保険等（国民健康保険を除く）の被保険者となったとき
- ④ 任意継続組合員が死亡したとき
- ⑤ 任意継続組合員をやめる旨を組合に申し出て、それが受理された日の属する月の末日が到来したとき

(12) 任意継続組合員資格の取り下げ

「取り下げ」ができるのは、退職日までに喪失申出書が提出された場合、または、退職日の翌日に健康保険(国民健康保険を除く)の被保険者になった場合に限られます。

< 提出書類 >

区分	提出書類
全 員	任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 資格確認書(保有者のみ)
再就職先で保険に加入した方	新しい保険組合の資格情報のお知らせの写し

3. 任意継続組合員の被扶養者の認定・取消について

(1) 申告義務

認定要件を備えていても、組合員が申告をしなければ被扶養者にはなりません。

また、要件を欠いたときは、組合員から取消の申告をしなければなりません。

被扶養者の要件を備えたときや欠いたときは、速やかに福利課へ手続きをお願いします！

高額返還の例

注意！！

被扶養者の厚生年金の支給年額が8月から改定



所得限度額を超過するも、取消申告なし



翌年7月の資格確認で事実が判明

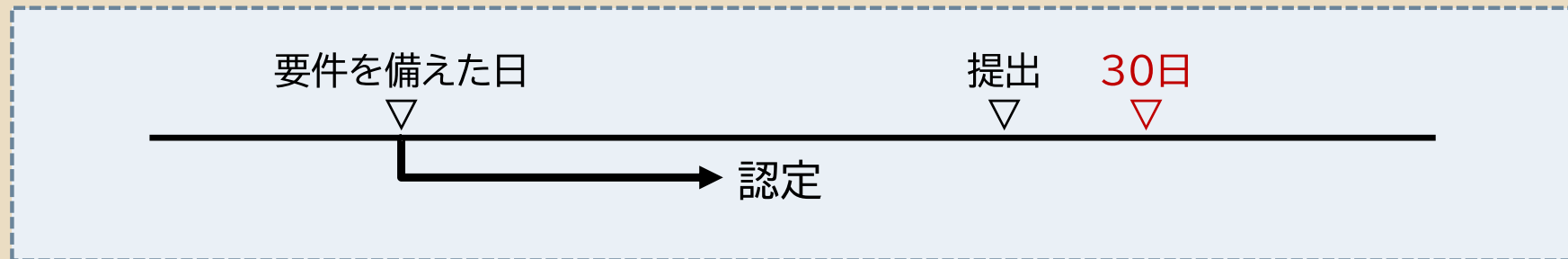


遡って被扶養者の取消
返還対象医療費の**総額100万円**超発生！！

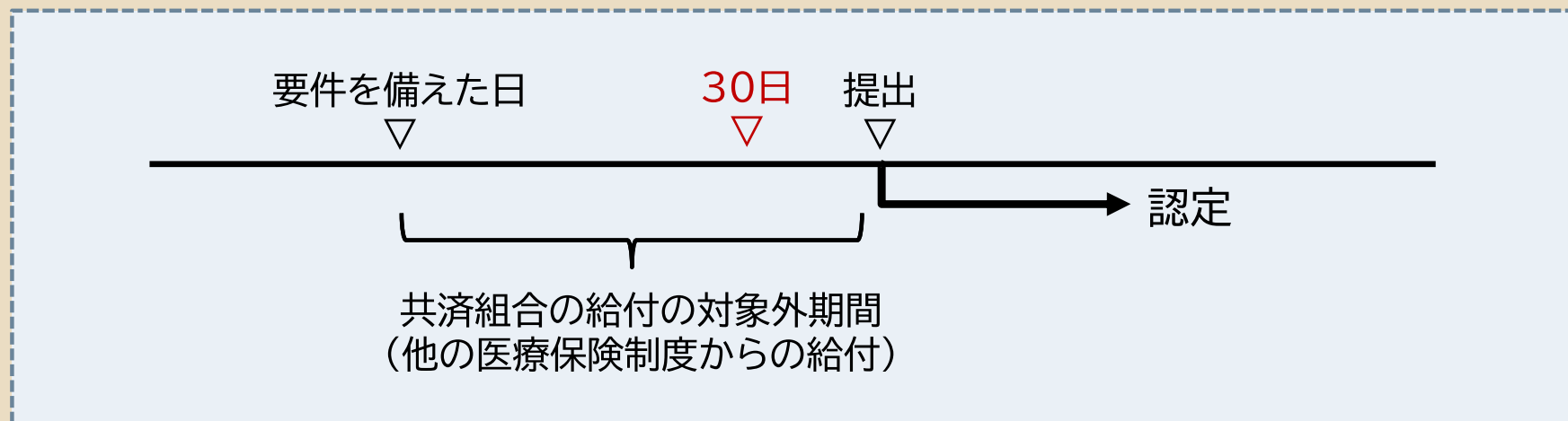
(2) 認定日・取消日

① 認定

認定要件を備えた日から30日以内に福利課へ提出された場合は、要件を備えた日からの認定になります。



30日を経過して提出された場合は、福利課へ提出された日からの認定になりますので、その日以前は、共済組合からの給付は受けられません。

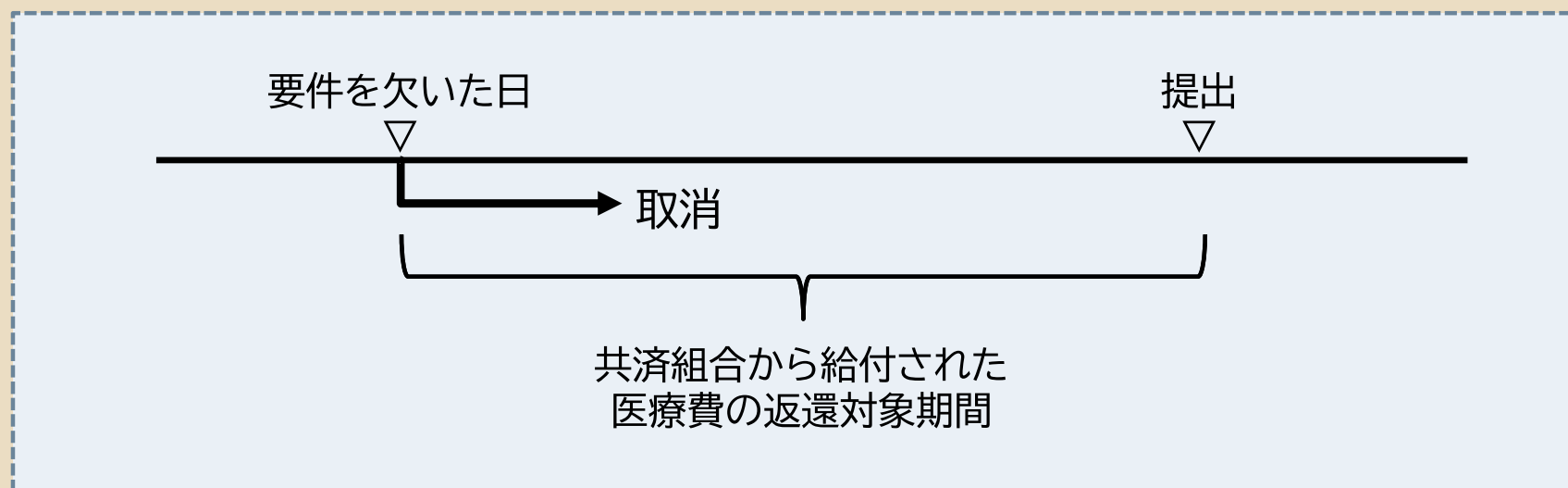


② 取消

申告書の提出日にかかわらず、被扶養者の要件を欠いた日まで遡って取消になります。

要件を欠いた日以降に医療機関にかかっていた場合

組合員が給付を受けた金額だけでなく、共済組合が当該医療機関に支払った医療費（総医療費の7割部分等）についても、全額返還していただくことになります。



※常に被扶養者の収入を把握し、収入限度額を超えたときは、速やかに取消申告の手続きを行ってください。

(3) 対象となる収入

あらゆる収入が対象となり、遺族年金・障害年金・雇用保険の失業給付金など課税対象とならない収入や個人年金なども含めます。
ただし、退職手当・不動産売却収入などのような一時的な収入は対象になりません。

(4) 収入の限度額

所得限度額の概要	年額	月額	日額
障害を事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者 又は60歳以上の者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
19歳以上23歳未満の者 (配偶者を除く)	185万円未満	125,000円未満	4,617円未満
上記以外の者	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満

※認定基準額以上の収入を得るであろう「見込み」が立った時点や、収入限度額以内であっても、社会保険等に参加した場合は、被扶養者の取消手続きが必要となります。

※アルバイト等で月によって収入に変動がある場合や、年金が決定・改定された場合はご注意ください。

(5) 別居している者

別居している方を扶養する場合は、組合員の送金額が、被扶養者の収入額（被扶養者自身の収入額 + 組合員や組合員以外の者からの送金額）の3分の1以上なければなりません。

(6) 収入のとらえ方(概要)

収入の種類により年額、月額、日額に分かれます。主なものは次のとおりです。
なお、複数の収入がある場合は、年額、月額、日額とさまざま視点で確認いたします。

① 給与収入

非課税通勤手当を含めた総収入額(賞与等を含む)による月額
(パート・アルバイト等で月々の収入額が限度額の上下を変動する場合は、6か月の平均額)

② 事業収入

収入額からその収入を得るため社会通念上明らかに必要と認められる経費額を控除した年額
(所得証明書・確定申告書に記載されている所得額)

③ 公的年金収入

年金または恩給の証書または改定通知書等に記載の最新の支給年額

④ 雇用保険の失業給付

基本手当の日額

4. 国民健康保険について（※詳細は居住地の市区町村へ照会してください）

（1）加入資格

被用者保険（職場の保険）の対象者以外の者が世帯（世帯主・世帯員）ごとに加入できます。

（2）加入手続・手続窓口

資格取得した日（退職の日の翌日）から14日以内に、被保険者に関する届出書に被用者保険の資格喪失証明書を添えて、居住地の市区町村の窓口に出します。

（3）保険料（税）

- ① 1世帯当たりの年間の保険料は、おおむね所得割、被保険者均等割（退職被保険者を含む）及び、世帯別平等割等によって算定され、納入時期等は市町村によって異なります。
- ② 算定方法は、市町村によって多少異なりますが、ほとんどの市町村が前年の所得又は収入を対象に算定しています。
- ③ 保険料限度額（年額）は、1世帯当たり医療保険分66万円、後期高齢者支援金分26万円、介護保険分（40～64歳）17万円（令和7年度）です。
退職初年度は前年の収入によっては、限度額又はそれに近い保険料となる場合があります。

5. 退職後の諸給付

(1) 退職後の給付に伴う給付金口座について

- ・ 各給付金の請求における消滅時効は2年(互助組合の給付金は3年)です。
- ・ 給付要件に該当する場合は、速やかに福利課給付班に請求してください。
- ・ 給付金は現職中の設定口座に原則として毎月末日に振り込みます。(約1か月～3か月後)

現職中の設定口座に関するお願い

現職中に設定されている『給付・貸付金等組合員(会員)口座』
(医療給付金等が振り込まれている口座)については、
退職後数ヶ月の間は解約されないようお願いします。

現職中にかかった医療費の給付は、早くても3か月後の末日となります。
(3月診療分 → 6月末給付)
また、退会金の給付も5月末予定です。
退職後に口座を変更される場合は必ずご連絡ください。

(2) 現職中の給付金として退職後に給付されるもの

給付の種類	給付要件	給付方法
医療給付金 (共済・互助組合)	退職前概ね3か月間に組合員または被扶養者が傷病により療養を受けているとき	退職の1か月～3か月後の月末に現職中の設定口座に送金。 (請求給付のものを除いて請求不要)

(3) 退職後も給付されるもの(共済組合)

給付の種類	給付要件	給付額	提出書類 (給付班へ提出)
出産費	1年以上組合員であった者が退職後6か月以内に出産したとき。ただし、健康保険等の被保険者となったときは、支給されない。	50万円。 (産科医療補償制度加算対象分娩でない場合にあつては48万8千円)	・ 出産費(共済)請求書 ・ 出産費用の内訳及び「専用請求書の内容と相違ない」旨が記載された明細書 ・ 直接支払制度利用に関する合意文書 ・ 健康保険等の被保険者の資格取得日が分かるもの(注)
出産手当金	1年以上組合員であった者が退職時に出産手当金を受けている場合。※	1日につき標準報酬日額の3分の2の額。 出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合98日)後から出産の日後56日までの間。	・ 出産手当金請求書 ・ 出産についての医師、または助産婦の証明書、出産の予定日に関する医師または助産婦の意見書、多胎妊娠の場合はその旨の医師の証明書 ・ 健康保険等の被保険者の資格取得日が分かるもの(注)
傷病手当金	1年以上組合員であった者が退職時に傷病手当金を受けている場合。※	1日につき標準報酬日額の3分の2の額。 ただし、退職・障害を事由とする年金が支給される場合は調整される。☆	・ 傷病手当金請求書 ・ 傷病手当に係る意見書 ・ 健康保険等の被保険者の資格取得日が分かるもの(注)
埋葬料	組合員であった者が退職後3か月以内に死亡したとき。ただし、健康保険等の被保険者となったときは、支給されない。	5万円。	・ 埋葬料(共済)請求書 ・ 埋火葬許可証の写し ・ 健康保険等の被保険者の資格取得日が分かるもの(注)

(注)資格確認書、資格情報のお知らせ等の写又は事業所の就職証明書等

※要件を備えていたが、給料が支給されていたため支給されていなかった場合を含む。

☆支給期間:退職しなかったとしたら受給できる期間。

ただし、一旦仕事に就くことができる状態になった場合、その後仕事に就くことができない状態になっても支給されない。

6. 国民年金第3号被保険者について (※詳細は居住地の市区町村へ照会してください)

被扶養者に認定されていた配偶者の取り扱い

20歳以上60歳未満の配偶者で、被扶養者として認定されていた者及び被扶養者としての要件を備えていた者(健康保険等の任意継続被保険者で、年間収入が130万円未満である者等)は、第3号被保険者として国民年金に加入されていました。

組合員の方の退職に伴い、その翌日から第3号被保険者の資格を喪失するため、居住地の市区町村の窓口へ届出が必要です。(フルタイム再任用等となる場合を除く。)

国民年金第3号被保険者の資格喪失の手続き

区分	被扶養配偶者の国民年金の届出
組合員が再就職しない場合	すみやかに居住地の市区町村へ第3号から第1号への種別変更の届出を行ってください。
組合員が任意継続組合員となり、引き続きその被扶養者となる場合 (※短期給付(医療保険)のみが対象になるため)	
組合員が退職日の翌日に再就職し、その健康保険の被扶養者となる場合	再就職先を通じて、被扶養者の認定手続きを行う際に第3号の届出を行ってください。
組合員がフルタイム再任用等となる場合	共済組合員の資格が継続しますので、届出は必要ありません。

7. 退職後の医療保険制度と給付についてのお問い合わせ先

以上でeラーニングによる説明を終わります。

提出書類については「ホームページ」→「人事異動について」をご参照ください。

退職後の医療保険制度と給付についてのお問い合わせは下記までご照会ください。

公立学校共済組合岡山支部(福利課給付班)

直通電話 : 086-226-7606

受付時間 : 月曜日から金曜日(祝日・年末年始除く)の
9:00~12:00, 13:00~17:00

住 所 : 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6